

## 第6章 避難誘導及び避難所における支援

### 1 避難誘導の手段・経路等

風水害や津波等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、町と地域住民等が連携し、避難支援プラン（個別支援計画）に基づき、避難誘導を行います。

また、要援護者自身も、自宅から避難所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみるなど、避難経路を確認しておくよう努めるものとします。

なお、避難経路の選定に当たっては、要援護者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとします。

### 2 避難所における支援

#### （1）避難所における支援対策

避難所においては、要援護者の避難状況に応じ、生活環境について考慮します。

特に体育館等の避難所で避難生活が長期化する場合は、プライバシー確保や暖房機器等の環境整備に努めます。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、平常時から対応を講じておくこととします。

避難所には、要援護者の要望を把握するため、災害時要援護者支援班が中心になり、町内会等や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、要援護者相談窓口の設置に努めます。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には女性を配置するなどの配慮を行います。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを維持する取り組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて実施するとともに、要援護者の状況により、避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行います。

#### （2）福祉避難所の体制整備

要援護者の中には、常に介護が必要な人など、一般の避難所での生活に支障をきたす人もおり、安心して生活できる体制を整備するため、特別な配慮がなされた避難所（以下「福祉避難所」という。）の設置が求められることが想定されます。

町は、耐震、耐火構造を備え、バリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適している既存施設の活用について検討するほか、生活相談職員等の確保が比較的容易な社会福祉施設等と協議し、福祉避難所の確保を図っていきます。

また、適切な場所にこのような施設がない場合や福祉避難所が不足する場合は、応急的措置として、一般避難所の区画された部屋を「福祉避難室」（仮称）として要援護者のために活用することも検討します。

### 《福祉避難所の設定例》

#### ○施設自体の安全性の確保

- ・原則として、耐震・耐火構造の建築物
- ・原則として、土砂災害危険箇所区域外
- ・原則として、津波、高波、高潮等危険区域外
- ・浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要援護者の避難生活のための空間を確保
- ・近隣に危険物を取扱う施設等がない

#### ○施設内における要援護者の安全性の確保

- ・原則として、バリアフリー化が必要
- ・バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障がい者用トイレやオストメイト対応トイレ、スロープ等の設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提

#### ○要援護者の避難スペースの確保

- ・要援護者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保

資料：「災害時要援護者支援対策の手引き」（北海道保健福祉部 平成23年8月）